

○ 葛尾村住民懇談会の質問項目（中間報告）

番号	質問	回答	行政区
(1) インフラ工程表			
1	インフラの復旧は平成27年の1月までにすべて終わるのか	平成28年以降になるものもあるが、概ね平成26年間に終わる見込み。	下葛尾
2	工程表だけではイメージしづらいので、図面に写真などを入れて掲示板等で示してほしい。	持ち帰って検討する。	大放
3	村の復興のために道路・公共施設の復旧工事はもっと奮発してやってほしい。	検討する。	野川
4	工程表は見込みにくいものが多いが、請負業者がいないことや除染による遅れなのか。	「見込みにくい」というよりは「現時点での予定」として見てもらいたい。緊急性のある場所の工事を優先して行っていく。	落合
5	せせらぎ荘は一時帰宅の際の宿泊場所としても大切なので、早く復旧をしてほしい。	その方向で復旧を進めている。	下葛尾
6	農道の大放家老川線について、工事をどのように考えているのか。	舗装部は洗浄し、未舗装部については現地をみて復旧対策を検討する。震災前に舗装工事の計画があった箇所は、除染作業が終わり次第実施する。	大放
7	西ノ内橋の工事は何をするのか。	現在の橋を取り壊し、幅の広い新しい橋を取り付ける。	野川
8	県道落合浪江線の道路整備が遅れているが、全体の改良計画はないのか。また、県道から村道に変更し、村で管理することができないか。	改良計画はない。管理については、県に要望しているが、なかなか変更してもらえない。引き続き要望していく。	大放 夏湯
9	県道で、誰かが重機で岩を壊し、ガードレールをはずして、山積みにして置いている。	県に落石の対応をお願いしていた。現場を確認して県に連絡する。	大放
10	村内の電柱が折れているところを直してほしい。電話も通じないし不便。	東北電力には話をしている。再度確認する。	大放
11	家の排水枡を壊して、勝手に直していった業者がいる。調査に入る業者には報告するよう伝えてほしい。	了解した。	大放
12	JA葛尾支店は、来年度に完全復旧の見込みであり、葛尾の金融機関として、村と一緒に頑張っていきたい。	—	下葛尾
(2) 飲料水関係			
1	深井戸は何mくらいまで掘るのか。	単相モーターで可能な70~80m程度を限度にしたい。それ以上の深さになると三相モーター等になり電気代がかかる。夏湯では40m、役場では70mで水が出ている。	岩角 大笹 上葛尾
2	深井戸の試掘は1回だけなのか。これまで使っていた水が心配で井戸を掘削するのだから、水源が見つかるまで掘削すべき。水が出ないからろ過した水を飲めというのはおかしい。	試掘は1回ということだが要望はしていく。事前調査でボーリング等を行った上で試掘する。	広谷地 下葛尾 大放 上葛尾 上野川
3	井戸掘削は全戸やるのか。	希望する全戸である。	岩角
4	井戸掘削の終了予定はいつなのか。帰村までにやるのか。	詳細は未定。平成26年度中に終わるよう要請している。	岩角 野川
5	落合簡易水道は沢水を水源にしているがどうするのか。	井戸を掘削し、地下水を水源とする方向で進めている。	野川
6	村の簡易水道を使用していたところは井戸を掘ってもらえないのか。	簡易水道以外に飲料水として使用していた水源がある場合は井戸の掘削を行う。	落合
7	集会所の飲料水はどうするのか。	最初に掘ってもらえるよう、東電に要望している。	夏湯
8	井戸の配管は現在の水道につないでくれるのか。また、掘削した場所から100m、200mでも水道管をつなぐのか。	東京電力で水道の元栓につなぐところまで対応する。また、井戸の掘削はなるべく元栓に近いところになる。	岩角 大放 上葛尾
9	井戸は希望した場所を掘削してもらえるのか。	立ち会いの際に希望箇所を伝えてほしい。重機が入らないところは難しいと思う。	大放
10	井戸を掘った後の維持管理やポンプが故障したときはどうするのか。	井戸が設置された後は個人の管理である。工事が原因で故障したときは瑕疵保証として責任を問えると思う	上葛尾 岩角
11	井戸を掘削して水が出なかった場合、フィルター設置ではなく、近隣の水源を共同利用する選択肢はないのか。	共同利用については、地権者意向や水量確保等の問題もあり、今後の検討課題である。	下葛尾
12	井戸を掘削して水が出なかった場合、フィルターはどこに取り付けるのか。また、フィルター交換後の維持管理はどうするのか。	現在、東電・国と交渉中で具体的に決まっていない。	岩角 大放 夏湯
13	試掘しても出ず、従来の水源も地震で出なくなった場合にはどうなるのか。	試掘で出ない場合の対応は協議中だが、地震で出なくなったものは東電の賠償の対象外。	夏湯

14	冬に電気が止まり、凍結で水道管が割れてポンプ室が水びたしになった。ポンプ室まで修理してもらえるのか。	東京電力は水道の元栓につなぐところまで対応する。凍ったために破損したところは、賠償の範囲での対応になる。	大放
15	井戸関係の測量業者が家の庭で写真を撮っていた。個人への連絡はしていないが、村役場には伝えてあると言っていた。	測量作業が入るお知らせを、5月に各家庭に配布している。宅地内に入るをご理解いただきたい。	岩角
16	帰村して、農業を再開した際の水はどのようにするのか。	東京電力と議論しているのは、飲料水だけである。農業用水については、今後、モニタリング結果を踏まえて対策を行っていく。	大放
17	除染後に引き水が出なくなった。	除染時の経緯を含めて、JVに確認する。	広谷地
(3) 除染関係			
1	除染の結果(除染前後の線量)は住民に公表されるのか。	除染が始まったばかりでまだ公表はしていないが、除染がひと通り終わった段階で実施前後の結果を個別に通知する。	野行 広谷地 下葛尾 野川 落合
2	除染の通知後、説明が行われて除染に入るのか。	同意をした方にJVが個別連絡し、住民の都合に合わせて現地説明を行う。	大笹
3	除染のスケジュールがわからないと議論しにくい。環境省やJVの話も聞いて状況を整理しておくべき。	当初、除染の工期は平成25年度内の予定だったが、仮置き場の問題もあり、この8月に見直しが想定されている。	下葛尾
4	各行政区の具体的な除染のスケジュールはいつでてるのか。	5月の「広報かつらお お知らせ版」に除染の流れを掲載している。	大笹
5	除染でどれくらい線量を下げるのか。目標はあるのか。	環境省の計画では年間20mSv以下にすることを目標にしている。年間20mSv以下のところは長期的に年間1mSv以下を目指すことになっている。	野行 岩角 大放 上野川
6	除染でどれくらい線量は低減するのか。先行除染をしたところの定期的なデータはないのか。	モデル除染や先行除染をしたところは村で定点調査を行い広報に出している。自然減衰で線量が低くなっているのもモデル除染より低減率は少なくなると考えている。	野川 夏湯
7	除染をして線量が下がらなかった場合は再除染するのか。	国では再除染をやらないとはいっていない。	大放 落合 上野川
8	空き家は除染の対象になっているのか。	特別措置法の中では、不在地主の空き家についても官報に所在地と地目を掲載し、90日間経過すれば同意したものと見なせる。	落合
9	仮々置き場に埋葬しているイノシシの処分はどうするのか。	イノシシについては一時埋設であり、最終的には撤収する。	落合
10	若い人が戻らないと村は成り立たない。もっと除染にお金をかけるべきではないか。村には26億円も復興基金があり、応援職員もいるはず。	国の除染は490億円かかっている。国の除染後に村で除染をするのは金額的にも労力的にも難しい。	野川
11	除染が入っている地区で倒木類やゴミを放置しているが持っていけないのか。	倒木類や不法投棄のゴミは除染作業の契約に入っていないのでJVでは対応できない。	大放
12	除染のフレコンバックが上野川に並んでいるが、ベージュのものは水を通すと思う。特にU字溝をまたいで置いているものはゲリラ豪雨で中のものが流れないか不安	水を通す袋を使っていれば問題なので、通さないものを使うよう強く言いたい。置いた場所の除染はしっかりと行う。	野川 上野川
13	除染のフレコンバックは3月まで置くとのことだが破けることはないか。	フレコンバックは地藏沢の仮置き場に運んでいく。来年3月まで放置するとは聞いていないので確認する。	上野川
14	連絡しないで除染を始めているところがある。	連絡の不手際があったことを聞いている。連絡の徹底をしてもらえるよう、再度、環境省に伝える。	落合 上葛尾
15	除染で家の門のパイプを許可なしに抜いて立ち入っている。また、切らないでほしいと言っていたシャクナゲも切られた。	環境省とJVを指導する。何かあったときは、すぐ村役場に連絡してほしい。	上葛尾
16	家の前の除染廃棄物はいつ持っていくのか。	7月10日に仮置き場が竣工になるので近日中に搬出する。	落合
17	川内村では、住民が立ち会いをした家ではきちんと作業をやるが、立ち会いしていないところは手を抜いていると聞いた。	そのようなことがないよう、しっかり国に伝えていきたい。	大笹
18	地区の同意なしに、除染したものを地区に置くことは絶対許さない。破碎機の設置など行う際には、村民が納得できるよう説明会を行ってほしい。	破碎機の設置は各行政区に環境省・JVからお願いしている。改めて、JVと説明する場を設けたい。	大笹

19	国とJVの都合でできないことが多く、住民と環境省で軋轢ができていますので、柔軟に対応するよう村から要望して欲しい。同じ状況でも人によって対応が違うことがある。	公平な対応をしてもらえようお願いします。	野川
20	斜面を上と下から20m除染し、間の1mを帯状に残している場所がある。決まりだと思うが、1mくらいやってくれてもいいのではないかと。臨機応変に対応してほしい。	環境省に伝える。	上野川
21	太い薪を50cmくらいに割れば搬出するとJVに言われた。	フレコンバックに入る大きさと言われたのではないかと。環境省に伝えたい。	上野川
22	農地の除染の方針はどうなっているのか。	農地除染は仮置き場を確保してからとなるが、具体的な方針は決まっていない。	下葛尾
23	農地除染について、石の除去と水田の高低差をなくす代掻きをしてもらいたい。	石の除去についてはJVに話をします。代掻き作業やイノシシ被害については、県の補助事業等での対応になる。	岩角
24	農地の草刈りを実施するのか。畑の除草もやってもらいたい。	去年は秋口に実施したが、今年の工程については、今後環境省やJVと調整していく。	広谷地 下葛尾 野川
25	畑と草地の区別はどうなっているのか。畑として使っていたのに草地に指定されていると、除染では草刈りだけになってしまう。	原則は国土調査で地目を畑に指定しているか、草地にしているかの違いである。現況に応じ畑は剥ぎ取り、畑以外のところは除草だけになる。	大笹
26	宅地周辺の森林を除染したら、雨が強いときに土砂災害が起きるのではないかと。	急な斜面では表土を削り過ぎないようにし、住宅側には土嚢を積み上げる。	大笹
27	河川の除染はどうするのか。	河川を除染する計画は無いが、宅地や農地に接しているところは20mの除染を行う。	夏湯
28	山林の除染も必要である。	現在の除染対象は生活圏であり、山林の除染は住居20m以内となっている。住居20m以遠の山林除染は、土砂災害等の可能性も考えられるため、専門家を含めて環境省で協議している段階である。	野行 下葛尾 大放 野川 夏湯
29	野行地区の除染の方針はどうなっているのか。	帰還困難地域での除染方針は決まっていない。今年度から実施する高線量地域におけるモデル除染の取り組み結果を踏まえ、来年度に具体的な方針を提示する予定である。	野行
30	プラントが収束しておらず、最終処分場も決まっていない状況で、どこまで除染できるかが疑問。	最終処分場は決まっていないが、政府内で調整を進めている。復興に向けてやれることからやっていきたい。	野行
31	墓地除染はいつ行うのか。	葛尾村ではお盆の墓参り前に草刈りだけでも実施したいと考えている。浪江町の津島地区は9月頃に行うと聞いている。	広谷地
32	墓石が倒れ、納骨がみえる状況の写真を見たが、壊れている墓地は除染するのか。	JVと相談したい。分かり次第区長に連絡する。	岩角
33	共同墓地だけでなく個人の墓地も除染をお願いしたい。	住宅の除染と併せて行うので、立ち会いのときに言ってほしい。	岩角 野川
34	墓地の除染は勾配が厳しいところもきちんとできるのか	除染工事が始まる前にJVが立ち会いを行うので、そのときに一緒に確認してほしい。	広谷地
35	野行地区の墓地除染はやらないのか。	東京電力の社員が草刈りと除染を行う予定である。	岩角
36	墓地の砂利石は除染で入れ替えてほしい。	砂利石を取れば補填するが高価なものは調整が必要。取ってもらいたくない人は申し出れば東電に伝える。	野行
37	墓地の除草については1回のみか。	東電での除草は1回のみだが、必要であれば国の予算を使って行う。	野行
38	野行の仮置き場の工事はどういう状況か。入口の道路は拡張したのか。	6月末に竣工し、遅れて7月9日に引渡しが行われる。すでに部分引渡しで搬入は行っており、進入路は幅3mの舗装を行い、待避所を設けている。	大放
39	仮置き場にはどれくらいの廃棄物を入れられるのか。	地蔵沢の仮置き場には必要量の1/4程度しか入らない。廃棄物の減容化をしていく必要があり、環境省では仮説焼却炉を地蔵沢に設けたいと野行地区に説明した。	大放
40	野行に仮置き場や仮設焼却炉を作る話は、どうなっているのか。	野行行政区の住民懇談会で、地蔵沢に仮設焼却炉の設置をお願いしたが、地区内で話し合いの時間がほしいということであった。その他の地区でも、共有地であれば可能なのか、了承してもらえる場所があるのか、検討をしていきたい。	広谷地 下葛尾 野川 落合
41	仮設焼却炉は、初めて聞いたが、本地区への建設は決定か。	今後住民対話を重ねつつ、ご理解をいただくことが前提となる。	野行

42	仮置き場から中間貯蔵施設に3年くらいで持って行くと言っていたのに、なぜ仮設焼却炉の設置が必要なのか。	地蔵沢の仮置き場には村から出る廃棄物の1/4程度しか入らないので、減量するために仮設焼却炉は必要と考えている。除染をスムーズに進めるためにもご協力をお願いしたい。	野行
43	仮設焼却炉や仮置き場の話は、前回の住民説明の時と何が変わってきているのか。	仮設焼却炉も仮置き場もということではなく、まず決めないといけない減容化施設のお願いをした。皆様のご理解が得られるのであれば、仮置き場については借地料の単価が決まった段階で改めてお願いしたい。	野行
44	仮置き場から中間貯蔵施設にはいつ搬入できるのか。	中間貯蔵施設の設置は平成27年1月を目標にしているが、その時期に全てを収めることは難しく、搬出時期も明言できない状況である。	野行
45	仮設焼却炉の管理は誰がするのか。住民による監視の視点も必要ではないか。	環境省が責任をもって管理する。住民にはモニタリング結果での監視を想定しているが、更なる監視体制についてはご相談させて頂きたい。	野行
46	仮設焼却炉は、村内のみの受入れということか。	仮設焼却炉は市町村ごとに説明をし、お願いをしている。	野行
47	仮設焼却炉の安全性は大丈夫なのか。	建物の中は圧力を下げて排ガスが外部に漏れないようにし、灰が飛散する可能性があるところは壁などで囲うので安全性に問題はない。参考として、岩手や宮城で災害がれき等の処理を行う仮設焼却炉の事例では、モニタリングを行い安全性は確認されている。	野行
48	搬入路がたくさんあると放射性物質が余計に飛び散る。限定できるのではないか。	相談させて頂きたい。	野行
49	全てを野行地区でというのはおかしい。山林や他地区にも場所はある。	山林を仮置き場にすると、造成で発生した土や木で半分以上の用地は使えないので草地や水田を利用したい。いろいろと場所を検討したが、地形の面から他の場所は難しいという結果になっている。	野行
50	中間貯蔵施設が決まってない中で、仮置き場などの判断はできない。仮置き場が中間貯蔵施設になるのではと不安になる。住民との話し合いの場を何回もつくって頂き、納得できるようにしてほしい。	当然のことと思っている。中間貯蔵施設ができれば仮置き場のお願いもできていると思っているが、今そういう状況ではないので、今回は減容化施設のお願いをした。	野行
51	仮置き場や仮設焼却炉について、住民が十分に納得できるように、とことん話し合う場を検討してほしい。村長さんや国の方がいると緊張して話せないで、ざっくばらんに話せる機会にしてほしい。	検討する。	野行
52	セメント瓦は除染できないといわれトタンに変えたが、その費用は東電に賠償してもらえるものか。	東電では建物の賠償金の範囲内でしてほしいということ。	落合

(4) まちづくり関係

1	復興公営住宅を早く作ってほしい。計画はどこまで進んでいるのか。	国、県、三春町、葛尾村で協議を進めており、計画を出せる段階までできている。7月中に入居者への説明会を行う方針。平成27年3月までには入れるようにしたい。	野行 広谷地 大放
2	復興公営住宅ができると、借上住宅や仮設住宅はどうなるのか。	復興公営住宅に移れば、借上住宅や仮設住宅は返すことになる。現在、仮設住宅や借上住宅は1年延長する予定だが、その後は未定。	野行
3	復興公営住宅については、車椅子利用者がいるので引き戸やバリアフリー等にも配慮してほしい。	交付金の範囲の中で配慮・調整していく。	野行
4	村のビジョンがまずはないと、住民に聞いてもまとまっていかないのではないか。	復興ビジョンや復興計画は全戸に配布済みで、その土台に基づき、細かな施策を今後検討していく。	下葛尾
5	計画づくりに1年半くらいかかるのか。	平成26年3月を目標に計画をつくっていく。	大放
6	ブロック別協議会で避難解除時期が異なる地区と一緒にやるのは難しいのではないか。また、帰る気がなければ、話し合いにもならない。	早く帰れる方と少し遅れて帰れる方が一緒になって、ざっくばらんに話し合ったほうがいろんな議論が生まれると思う。一緒に村の将来について話し合ってもらいたい。	広谷地
7	ブロック別協議会は各行政区から10人で大丈夫なのか。もっといろいろな人の意見を聞いたほうがいい。	多くの人を集めようとする、住民懇談会と変わらなくなってしまうので、ある程度議論をまとめた。代表者を選んで参加してほしい。	広谷地
8	ブロック別協議会のメンバーは役員が選出されるので年配の人が多。若い人が入りやすい形を設けてほしい。	人選は区長にお任せしている。若い人から年配まで入れていただきたい。若い人はなかなか出てこないで、別途テーマ別に集まる場を設けたいと考えている。	大放
9	今後の復興まちづくりだけでなく、今困っていること等の意見もこまめに聞いてもらえるような場として、月一度くらい開催して欲しい。	住民懇談会は、平成24年の1月、8月と2回実施してきた。今後は地区協議会とともに、必要に応じて住民懇談会を開催し、細かな意向を把握・反映していく方針である。意見箱の利用も積極的にお願いしたい。	下葛尾 大放
10	懇談会には役場担当者だけでなく、東電や環境省、JVも参集してほしい。	別の機会に考えたい。	上野川

11	村を元通りに戻す方針はわかるが、戻れるところから戻る事が必要と思う。そういう村としてのビジョンがない。	復興計画の中で対応を進めていく。	下葛尾
12	計画の全てを実行できるとは思えない。戻ってからやるのか、やってから戻ること、並行して進めるのか、はっきりしてほしい。	平成27年4月の帰還を前提に、それまでにすべきことと、それ以降にすべきこと、それぞれを段階的かつ適切に実施すべきと考えている。当面は帰還意向の強い高齢者が戻って安心して住める環境を整える。その後線量が下がって若い人たちも安心できるようになったときに、若い人も戻りたいと思うような魅力をつくっておくことが必要と考えている。	下葛尾
13	何を生業にするのか、仕事、雇用の場を創ることが必要である。	それを今後まとめていく。	下葛尾
14	葛尾村の帰還者が少ない場合には、郵政局舎の契約を解除する旨の公文書が届いた。帰還する村民を確保してほしい	その文書を確認させてほしい。また、そのようなことが無いよう、国に強く要望したい。さらに帰還についても努力する。	落合
(5) その他			
1	住めるようになるまで何年かかるのか。	帰還困難区域は6年間帰還が難しい区域であり、その後の方針は決まっていない。	野行
2	帰れる安全な線量はどの位で、帰還は誰が決めるのか。線量がどのくらいになったら帰れるのか。	年間20mSvではなく、安全・安心な線量基準を示すよう国には要望しているが、一向に示されない。帰還については線量だけでなく、インフラの復旧や生活環境等が概ね整った段階になる。解除の時期については国と市町村で協議を行いながら判断していくことになる。	野行 野川 落合 夏湯
3	村内で年間1mSv以下はほとんどない。	郡山市や福島市でも1mSv以上のところに住んでいる人がいるので、年間1mSv以下にならないと帰れないということが正しいのかという問題がある。国の基準があまりないで、何をもちて帰れと判断すべきなのか分からない状況である。	大放
4	線量計によって値が違うが、どれが正しいのか。	どうしても機器で誤差がでるが、いずれも間違いではない。	岩角
5	小出谷の村道について、木の枝などで車が通れなくなっており、年に1回でもいいので手入れをしてもらいたい。	検討する。	野行
6	今後、特例宿泊や一時帰宅をした際のゴミやし尿の処理はどうするのか。	放射能災害以前の生活ゴミやし尿は国が責任をもって処理するが、除染廃棄物の後に行うことになっている。しばらくの間、家に保管してもらいたい。浄化槽の点検は業者に頼むことは可能なので、役場へ連絡してほしい。浄化槽の修理はまず設置業者に連絡をしてほしい。維持管理はブロアーが回っていれば、においはかなりするが大丈夫とのこと。	落合 上野川 大放 岩角
7	村内にある冷蔵庫が避難生活中に使いなくなったが、村で回収はしてもらえるのか。従来の家電リサイクル法の対象外にするよう各市町村で話し合っていないのか。	現在、国、県、被災市町村で連絡協議会を立ち上げ、検討を始めたばかりである。村で回収する予定はない。	大笹 上野川
8	防護服の管理はどうなっているのか。	今までは村民会館に置いていたが、放射能検査室が移転したので、これからは警戒隊の詰め所に置くようにする。	野行
9	三春町のバスダイヤ改正で移動が不便になったので、買い物や仮設間の移動のためのバスを出してほしい。おたがいさまサービスもあるが、お金がかかるし、三春、田村、葛尾しかいけない。富岡の仮設ではやっている。	富岡は仮設内に店を開いている業者はいないが、葛尾では店を開いてもらっているのが難しい部分もある。いろいろと考えて検討したい。	野行 大笹
10	津島地区にある墓に行きたいが、広谷地から浪江に通じる村道が閉鎖されている。	浪江町から防犯上の観点で閉鎖させてほしいと言われていた。墓参りに向かう際はゲート前に車を止めてから、徒歩で移動してもらいたい。	広谷地
11	原浪トンネルを通れるようにしてほしい。	原浪トンネルは、道路は壊れていないが、周辺の線量が高い。優先的に除染していただくことも含め、県と話し合いをしている。	岩角 大笹
12	山の木を切っただけではいけないというが、薪ボイラーはどうするのか。一時帰宅した際に薪を燃やして風呂をわかしているのか。薪ボイラーの交換を保証してくれるのか。	薪はセシウムが出る可能性があるため燃やさない方がいい。一時帰宅を1泊くらいにして村のお風呂には入らないようにしてもらいたい。薪ボイラーの保障は、東京電力に伝えていく。	大放
13	住民票や印鑑証明は、土日に対応できないのか。	宿直はいるが、土日はやってこなかった。持ち帰って検討したい。	大放
14	役場で固定資産評価額を出したが実態と違う場合はどうするのか。	東電で現地調査をすることになるが、元の基準に戻れない。東電の評価を行う前に、民間の土地家屋調査士に査定を依頼したほうがよいと思う。	夏湯
15	固定資産評価額の築年数が違うがどうすればいいか。	台帳と照合した上で、間違いがあれば修正したい。まずは役場の税務係まで持ってきてほしい。	上葛尾
16	原発事故に関する賠償の民法上の時効について教えてほしい。	ADR申し立てした人のみ、先日できた法律で時効を止めることができるが、一般の人は該当しない。東電は時効にしないと言っているが心配なので、被災自治体全体で時効を止めるよう要望している。	野川
17	白血病の可能性があるので、原爆と同様の法律を作りたい。	法律はできているが、国の具体的な方針は決まっていない。	野川